

平成15年4月1日、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」が改正されました。

**法改正を受けた「IPM宣言」に基づく
「ペストコントロール業務遂行」の指針**

～害虫管理の持続的な発展のために～

健康で快適な生活環境の実現に貢献しよう！



厚生労働大臣指定団体
社団法人 日本ペストコントロール協会
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4
TEL 03-5207-6321 FAX 03-5207-6323
ホームページ <http://www.pestcontrol.or.jp>